

公認審判員資格取得費助成規程

1 目 的

本協会の会員における公認審判員資格取得時「以下（資格取得）という」と更新時の経費を助成することで、継続的に高い資質を持つ審判員を確保し、審判技術の向上と公平で信頼できる競技の運営を図ることを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会長、副会長、理事長、事務局長、会計、各専門部長の役職にある者。
- (2) 理事、会計監査の役職にある者
- (3) 協会登録各団体内の足利市在住者で、新規に資格取得を希望する者は、下記の要件を満たすことで助成対象とする。
要件 取得後に協会運営に協力する旨の同意及び団体代表者による推薦を得ること。

3 助成内容

3級以上の公認審判員資格を取得及び更新した場合に助成する。

- (1) 2 (1) に該当する者への助成
(ア) 新規取得時に「栃木県バドミントン協会検定料(受験料 申請料 登録料)」×助成率 1/2) = 5,000 円を限度に助成する。
(イ) 更新時においては「更新申請料」を助成する。
- (2) 2 (2) に該当する者への助成
(ア) 新規取得時に「県協会検定料(受験料 申請料 登録料)」×助成率 1/2) = 5,000 円を限度に助成する。
(イ) 更新時においては、「更新申請料×助成率 1/2」 = 3,000 円を限度に助成する。
- (3) 2 (3) 該当する者への助成
(ア) 新規取得時に「栃木県バドミントン協会検定料(受験料 申請料 登録料)」×助成率 1/2) = 5,000 円を限度に助成する。
(イ) 更新時においては、下記の要件を満たしている場合に「更新申請料×助成率 1/2」 = 3,000 円を限度に助成する。
要件 ① 前回取得時から更新時まで（3年間）足利バドミントン協会登録がされていること。
② 「協会主催事業(大会運営、技術講習会、審判講習会等)への協力、市スポーツ教室での指導の指導、県民スポーツ大会、県南五市大会への参加協力をしていること。(毎年・毎回でもなくても可)」
(ウ) 助成対象人数は各団体年間原則 1 名とする)

4 申請方法

- (1) 2 (1) 及び 2 (2) に該当する者の新規取得及び更新
別紙、公認審判員資格取得費助成申請書に資格取得・更新の分かる書類（例 日バのHPでの会員証の画面コピー）を添付して申請すること。
- (2) 2 (3) に該当する者の新規取得
協会での事前確認を経てから、別紙、公認審判員資格取得費助成申請書に資格取得の分かる書類（例 日バのHPでの会員証の画面コピー）を添付して申請すること。
- (3) 2 (2) 及び 2 (3) に該当する者の更新
各団体代表者による書類と更新が確認できる書類（例 日バのHPでの会員証の画面コピー）を添付して申請すること。

5 留意点

- (1) 新規資格取得は栃木県バドミントン協会が主催する公認審判員資格講習・検定会においての取得に限る。

附則

- 1 施行期日 この規約は、令和6年4月12日から施行する。